

低所得の子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します

こども政策課 (☎ 76-1129)

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

■ 支給対象者

18歳以下(障がい児については20歳未満)の児童を養育する方のうち、支給要件(令和4年4月分の児童扶養手当を受給していること、または令和4年度の住民税均等割が非課税であること等)を満たす方

■ 給付金額

児童1人当たり一律5万円

詳しくは市ホームページ▶



小牧市下水道事業長期経営計画を策定しました

上下水道経営課 (☎ 79-1305)

中長期間の適正な投資規模の検討や、収入と支出が均衡する健全な事業経営による安定した下水道サービスを持続して提供することを目指すため、経営の基本計画である「小牧市下水道事業長期経営計画」を策定しました。

▶ **閲覧場所** 市ホームページ、上下水道経営課、情報公開コーナー(本庁舎1階)

市税等の納期限のお知らせ

収税課 (☎ 76-1117、76-1118)

○普通徴収市県民税(第1期)

○国民健康保険税(第1期)

納期限 6/30(木)

▶ 納付には、便利な「口座振替」をご利用ください。納期限内のバーコード付き納付書であれば、コンビニやスマホ(PayPay、LINEPay、PayB)で納付できます。

▶ なお、納期限内までに給与減などの事情により納付できない場合は、収税課までご相談ください。放置しますと、延滞金が加算されたり、差押え等の滞納処分となり、市税等の強制徴収を受けることになります。

■ 休日の納付相談

とき 6/12、26(日) 8:30～17:15

ところ 本庁舎2階

■ 休日の納付窓口

とき 毎週日曜日 8:30～17:15

ところ 本庁舎1階

市からの お知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世帯への介護保険料の減免

介護保険課 (〒485-8650 住所不要 ☎ 76-1197)

新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった方などに対し、介護保険料を減免します。

■ 対象となる方

1. 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者(以下「生計維持者」)が死亡、または重篤な傷病を負った方
2. 新型コロナウイルス感染症の影響により、生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入(以下「事業収入等」)の減少が見込まれ、次の(1)および(2)の両方に該当する方

(1) 生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の3/10以上であること

(2) 生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

■ **減免額** 生計維持者の前年の合計所得金額等により減免割合が異なります。

■ **対象期間** R4/4/1～R5/3/31が納期限の令和3年度分および令和4年度分保険料

■ **申請方法** 下記必要書類を添えて、郵送または直接介護保険課

▶ 必要書類

- ・介護保険料減免申請書(電話または直接窓口)
- ・新型コロナウイルス感染症の影響による事業収入等の状況報告書(電話または直接窓口)
- ・対象となることを証明する書類(医師による診断書、帳簿、給料明細や源泉徴収票の写し等)

■ **申請期限** R5/3/31(金)

6月定例会のお知らせ

議会事務局 (☎ 76-1168、76-1169)

6/6(月)に開会予定です。議事日程が変更となる場合がありますので、市ホームページでご確認ください。

※傍聴者の人数を制限する場合があります。

※市ホームページでライブ中継・録画配信をしています。



新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世帯への国民健康保険税の減免

保険医療課 (〒485-8650 住所不要 ☎76-1123)

■ 対象となる世帯

- ①新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者（以下「生計維持者」）が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入等」）の減少が見込まれ、次の(1)から(3)の全てに該当する世帯
 - (1)生計維持者の2022年の事業収入等のいずれかの減少額が2021年の当該事業収入等の額の3/10以上であること
 - (2)生計維持者の2021年の合計所得金額が1,000万円以下であること
 - (3)生計維持者の(1)の事業収入等に係る所得以外の2021年の所得の合計額が400万円以下であること

■ **減免額** 生計維持者の2021年の合計所得金額等により減免割合が異なります。

■ **対象期間** R4/4/1～R5/3/31の間に納期が到来する令和4年度分国民健康保険税（令和4年3月中に資格取得したものを含む）

■ **申請方法** 下記必要書類を添えて、郵送または直接保険医療課

▶ 必要書類

- ・令和4年度用減免申請書（保険医療課に電話、市ホームページ、または直接窓口（保険医療課または各支所））
- ・対象となることを証明する書類（医師による診断書、帳簿、給料明細等）

■ **申請期限** R5/3/31（金）16:00（必着）

■ 注意

すでに他の減免申請をされた方が本減免に該当する場合であっても、改めて申請が必要です。

左記【対象となる世帯】②の場合、年金収入のみの方は対象外です。また、2021年の事業収入等に係る所得が0円以下の場合は、申請いただいても減免額は0円となります。

広報こまき クイズ

クイズ正解者の中から抽選でプレゼントが当たります。当選者の発表は、プレゼントの発送をもって代えさせていただきます。

今月のプレゼント（5名様）

アニマルハンカチ



ハンカチとして
メガネ拭きとして
電子機器などの
クリーナーとして

※いずれかの1つをプレゼントします。

広報クイズ

各種証明交付手数料の支払いに、
「〇〇〇〇〇〇〇〇決済」
を導入します

応募方法

〇〇〇〇〇〇〇〇に入る言葉を記入し、郵便番号、住所、氏名、電話番号を書いて下記の方法でご応募ください。

<はがき>

〒485-8650 住所不要
広報広聴課「広報クイズ」係

<メール>

kohokocho@city.komaki.lg.jp
件名→「広報クイズ係」

6/10(金)締切



スマホからQRコードで簡単に応募できます。

たくさんのご応募、
お待ちしておりますコマ〜!!



プレゼントをご提供ください



提供のご連絡は
広報広聴課 (☎76-1101) まで!

